

第46回議会運営委員会記録

令和元年8月30日

【開催日】 令和元年8月30日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時～午後2時42分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋 子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
----	------	-----	--------

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議会事務局次長	石田 隆
主査兼庶務調査係長	島津 克 則	議事係長	中村 潤之介
議事係書記	原田 尚 枝		

【付議事項】

1 令和元年第3回（9月）定例会に関する事項について

- (1) 会期案について・・・資料1
- (2) 人事案件について
- (3) 所管事務調査報告について
- (4) 請願書の取扱いについて・・・資料2
- (5) 議事日程案について・・・資料3
- (6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料4
- (7) 「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について（依頼）」の取扱いについて・・・資料5

2 その他

- (1) 政治倫理条例の改正について
- (2) 傍聴規則の改正について
 - ア 車椅子専用傍聴席の取扱いについて

イ 受付票の取扱いについて

(3) 要望書（「市民憲章に活力を与えよう」）について

(4) その他

午後 1 時 開会

大井淳一郎委員長 皆さん、こんにちは。ただいまより、議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくお願ひします。まず初めに 1 点目、令和元年第 3 回（9 月）定例会に関する事項についてです。これについて、説明できるところまで。

中村議会事務局議事係長 付議事項の 1 番、令和元年第 3 回（9 月）定例会に関する事項について、説明をします。まず資料について、今回全部ホツチキス止めしておりますので、先に確認をさせていただきます。次第が表にあります、裏からが資料 1、これが 3 ページあります。議案件名等になります。それから資料 2 が、請願の関係の書類が 8 ページまであります。それから、資料 3 が議事日程になりまして、これが裏表 2 ページ、資料 4 が陳情要望、を一式付けておりまして、こちらが 6 ページ。それと資料 5 が、議長会から出た意見書採択の件で、4 ページになります。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、(1) 会期案についてです。9 月 4 日水曜日から 27 日金曜日までの 24 日間の会期といたしたいと思ひます。今回の議案については、もう一度、資料 1 を御覧ください。総務文教常任委員会関係が 10 件、民生福祉常任委員会関係が 7 件、産業建設常任委員会関係が 10 件、一般会計予算決算常任委員会関係が 2 件、それから、人事案件、諮問になりますが 2 件、の議案合計 31 件、それと報告が 1 件となっております。引き続きまして、(2) 人事案件についてです。先ほど説明しました諮問 2 件、これについては、申し合わせ事項 62 により行うことといたしたいと思ひます。引き続きまして、(3) 所管事務調査報告についてです。こちらは今回、民生福祉

常任委員会と産業建設常任委員会から所管事務調査報告がありますので、9月定例会初日の9月4日に行うこととなります。引き続きまして、(4) 請願書の取扱いについてです。資料の2を御覧ください。今回、請願が3件出ております。ちょっとまた、タイトル表題の1枚目のタイトルの部分と、中の請願書のタイトルが違いますので、正しく記載されておるほうのタイトルを読み上げます。まず一つ目が、資料2の2ページに書いてあります。旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書。それから、次、4ページになります。横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書。そして三つ目が7ページになります。小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書。以上の三つになります。付託については、議事日程まで全部含めてから、最後まとめてお話ししていただけたらと思います。それから引き続きまして、(5) 議事日程案についてです。資料3を御覧ください。本会議初日は、9月4日水曜日となります。午前10時開会後に、会期の決定。諸般の報告、これは行政報告と事務報告、両方あります。その後、各常任委員会の所管事務調査報告ということで、先ほど(3)で御説明したとおり、二つの常任委員会から所管事務調査報告を行っていただくこととなります。続きまして、報告1件を報告及び質疑。そして、人事案件となります諮問2件を、一括上程、説明、質疑、討論及び採決となります。それから、残りの議案29件になりますが、こちらを一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託までとなります。初日の本会議の最後が、先ほど説明しました請願3件、こちらの委員会付託報告となります。この日は、この本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会の全体会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。9月5日木曜日は、ここに記載してありますように2委員会、既に同時開催になっておりますので、総務文教常任委員会、一般会計の総務文教分科会、こちらを第2委員会室。民生福祉常任委員会、一般会計予算決算常任委員会の民生福祉分科会を第1委員会で。それから、ずっと同じような説明になりますが、6日の金曜日が総務委員会、分科会、それと産業建設常任委員会と分科会。こちら総務のほう第2委員会室で産業

建設が第1委員会室。7日、8日の土曜日、日曜日の休会を挟みまして、9日の月曜日、民生福祉の委員会と分科会、産業建設の委員会と分科会。こちらは、民生福祉が第2委員会室、産業建設が第1委員会室を予定しております。また、9月10日の火曜日は、理科大の分科会を委員会の日程として組んでおります。委員会の開会時間ですが、5日と6日と9日、総務、民福、産建については午前9時から、理科大の関係については、午前10時から予定をしております。続きまして、11日の委員会予備日を挟みまして、12日木曜日から一般質問となります。12日木曜日、13日金曜日、土、日、月の祝日を挟みまして、火曜日、水曜日、木曜日の17日、18日、19日までを、当初の予定で入れておりました。このたび一般質問通告者は14名でありましたので、お手元の資料のところでは人数を空欄にしておりますので、後ほど御協議いただけたらと思います。いずれも午前9時半からを予定しております。9月20日金曜日は、議事整理日で休会。それから、21日土曜日、22日日曜日、23日月曜日の秋分の日、24日火曜日の議事整理日を挟み、25日水曜日は、午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会を午前10時から開催で予定しております。26日木曜日は、議事整理日のため休会、そして最終日となります27日金曜日は、午前10時から本会議を開きまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決。そしてこの後に、閉会中の調査事項についてを諮り、閉会となろうかと思えます。以上で、(5)まで、説明を終わります。

大井淳一郎委員長 (5)まで説明していただきましたので、順を追って確認したいと思えます。(1)会期案についてですが、資料1にありますように、市長提出議案が31件、報告1件があります。これについて、今、説明があったとおりの付託先になろうかと思えますが、こういったことも含めて会期案は、9月4日から9月27日の24日間ということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)これで進めていきます。後ほど、議事日程についてチェックしていきたいと思えます。続きまして、人事案件についてですが、これについては、今回は人権擁護委員が出ておりま

すが、これについては、申し合わせ62により行うということによろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)続きまして、所管事務調査報告ですが、今回は民生福祉常任委員会と産業建設常任委員会の所管事務調査報告を9月定例会初日の9月4日に行うということです。これもよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それから、請願書の取扱いについてです。資料2ということで、今見ていただいたように3件の請願が出ております。請願の付託というか調査っていうか、その委員会を決めなければいけません。これについてですが、事柄の中身を見ますと、旭町地域における農用地区内の農地除外に関する…タイトルはちょっと違うかもしれませんが、旭町の分と横手の農業振興地域内のこの除外ですね。この2件については産業建設常任委員会へ付託ということでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それから、小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書なんですけど、よくよく見ると総務とも言えないんだな。ちょっとどうですかね。保育園が入っていますんで、ちょっとこれ皆さん、簡単に見ていただいて。ただ、津布田小学校と統廃合の、そしてPTAということですから総務でよろしいですか。総務に付託すると。(「はい」と呼ぶ者あり)じゃ、総務に。この件は総務に付託ということにしたいと思います。はい。それでは、議事日程案についてです。資料3を御覧ください。これについては、9月4日は今報告があったとおりです。本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会全体会ということなんですけど、これいきなり皆さんにちょっと少しお諮りしたいところがあるんですけど、全体会ですね、いつも大体この、今回で言えば決算の説明を30分から40分、1時間ぐらいするんかな、結構する、しますよね。質問は、決算の中身ではなくて、例えば評価シートの評価の方法とかで、質疑のほうはいいと思うんですけど、説明がすごく30分以上やられて、大変丁寧にやられているんですけど、これを皆さん、いやそれでもそれちゃんとした説明は聞きたいというふうに考えられるのか、それとも、もちろんちゃんと説明をしていただかなければいけないとは思いますが、もう少しこう、概要にとどめて、後は、中身はしっかりほかそれぞれの分科会でやっていただ

くと。その2通りが考えられるんですが、皆さんどのように。案がありますか。皆さんも何回かね、予算決算両方やられて、30分ずっと説明を丁寧にされているんですが。どうですかね。もちろんいいかげんな審査をしろという意味ではなくて、実際の審査はそれぞれの分科会で当然やっていただくんですが、全体会で最初の…

石田議会事務局次長 全体会での説明につきまして、財政課が、今委員長が言われましたように毎回、評価シートの説明、それから、決算の概要説明ということで、執行部には例年どおりの説明をしていただくようお願いをしているところです、今年度については。

大井淳一郎委員長 急に今言うたのは、僕がずっと思っていたことなので。ただ、議運で決めれば、またそれはお願いし直せることができると思うんですが、どうですか。今までどおりで、ちゃんと30分ぐらい説明してもらおうじゃないかということで、どう思われますか。

笹木慶之副委員長 見てみますと、分科会とかなりダブるところもあるわけですし、だから、もう少し概要にとどめたらいいんじゃないかなというふうに思います。ただ、もちろん外してはならないところもあろうかと思いますが、余りにも長々と言って、つかみどころのないような部分もありますので、少し短縮してもらって概要説明にとどめていただきたいと私は思います。

大井淳一郎委員長 今、副委員長のほうから御意見がありました。皆さんどうですか。もちろん説明はしていただかなきゃいけないんですけども、これまでよりは少し概略にとどめていただくということをこちらが言って、後どうされるかは、執行部のね。やはりここはちゃんと説明しておきたいと考えられるところはあるでしょうから、その辺は任せますけれど、向こうにね。どうですか、副委員長の意見に。いや、ちゃんとしてくれ、これまでどおりという意見があれば。ちゃんとしていただかなき

やいけないんですけどね。副委員長の言うように、説明は、ちゃんと説明すべきところはちゃんとしていただくとして、もう少し概略にとどめるように、何ていうか、これはどうしたらいいかな。私の名前か議長の名前かどちらか。もしかしたら委員長の名前かもしれないけど、ちょっとその辺は、名目はどうか分かりませんが、何らかの形で執行部に投げ掛けるということによろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。それでは、9月5日からそれぞれの常任委員会及び予算決算常任委員会の分科会があります。これについては特に異論はないかと思えます。9時からということですので、皆様お気を付けください。それから、一般質問、今回14人ということですので、申し合わせが1日4人をベースにしておりますので、12日、13日、17日、18日の4日間とし、それぞれの人数は4人、4人、4人で、18日だけで2人という形で行きたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）時間はいずれも9時半ということ。9月19日は、これは一般質問を枠として取っていたんですが、これは割愛して、これはどういう形ですか。議事整理日、休会日。ちょっと教えてください。

中村議会事務局議事係長 今までは、休会としております。

大井淳一郎委員長 はい、休会日ということにいたします。それから、議事整理日があって、連休が明けて全体会、それから最終日ということですね。それでは、議事日程については以上とします。ここから先は。(6)番からお願いします。

中村議会事務局議事係長 続きまして、(6) 陳情・要望書等の取扱いについてです。資料4からの6ページ分になります。件名をそれぞれ読み上げます。最後の3つは一緒になりますが、お読みいたします。件数がありますので。1つ目が、渡場地区道路陥没調査検討についての陳情書。2つ目、山陽小野田市議会議場において日の丸を掲揚することについて市民

の立場から反対の表明。3つ目、日の丸を市議会議場に掲揚しないことを求める要望書。4つ目、日の丸を市議会議場に掲揚しないことの要望。5つ目、日の丸を市議会議場に掲揚をしないことの要望。6つ目も一緒に、日の丸を市議会議場に掲揚をしないことの要望。の6件が出ております。こちらについての取扱いの御協議をよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 はい、ただいま説明がありました陳情・要望書等の取扱いについてですが、まず、渡場地区道路陥没調査検討についての陳情書ですが、この調査委員会は産業建設常任委員会ですよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、そちらで調査をお願いします。

高松秀樹委員 これ、6月に受け付けていらっしゃるんですね。6月14日って書いてある。これを見ると非常に緊急ですよ。最後には、自治会としては市道陥没の原因はどこから発生しているのか、調査していただくことを要請いたしますとあるんですが、これは、前段のほうに以下について市にお願いし調査を依頼したいってありますが、これ市のほうで何らから進んでいるっていう状況ではないんですか。

大井淳一郎委員長 今、高松委員の質問に対して、状況をお分かりですか、事務局は。聞いてもらえますか。

石田議会事務局次長 状況については、確認しておりません。高松委員、どうしましょう。状況について聞いてみましょうか。

高松秀樹委員 議会が取り上げることは、全然やぶさかではないんですが、この陳情を取り上げて、最終的には、実はもう市のほうから報告を受けていたんですというようなことになるのもおもしろくないのかなという気がしておるんで。何しろ6月の話なんで。緊急って書いてあって、もう既に2か月以上たっている状況の中で、何らかの進展があったというふうに考えると、議会側の対応を今後どうしていくのかっていうのはちゃ

んと協議したほうがいいというふうに思います。

大井淳一郎委員長　そうですね、この手のやつを市にも出していけば、市も何らかの対応をしているかもしれませんが、ちょっとその辺は明らかではないですよ。今、確認に行っているみたいですので、この委員会の途中で、また。取りあえず、高松委員、ちょっと保留しておきましょう。保留。これは保留しときましょう。はい、一応産建と言いながらも、また状況見て考えましょう。ほかに、日の丸関係の反対の表明、要望書です。これまでは、こういう要望書が上がってきたところについては、市民の方からの要望であれば、意見を聞く機会を与えるということになっておりますが、皆様御承知のように8月1日付けで、市民懇談会を開いて、そこで、皆様、ここに出されている方、要望書を出されている方、多分全員ほぼ全員参加されていたと思うんですが、意見はお聞きしているという事情が実はあります。それを受けて議長が、過日、国旗については議場に掲揚する方向で表明する。ただ時期とか、どのような形で掲揚されるかは、また一任願いたいという形で締めくくられました。そういう事情もありますので、この要望書等の取扱いについて、皆様に、どのように取り扱うかお諮りしたいと思います。いずれにしても、調査っていか担当は私たちの委員会になろうかと思っておりますので。これについて、どのように思われますか。

高松秀樹委員　これは、議長が受理された後に、もちろん全協で国旗掲揚は決定したというふうに思っているんですが、その後、この要望を出された方々と連絡を取られたってことはあるんでしょうか、議長。

小野泰議長　私としては、ございません、その後はですね。

高松秀樹委員　全協の中で、掲揚については決定をしたというふうに私も認識をしておりますので、このことについて出された方々と議長とで、1回協議をされたほうがいいんじゃないかなあってという気はしておるんで

すが、この議運でうんぬんする前に。その辺はどうなん、手続的にはどうなんですかね。

中村議会事務局議事係長 今、高松委員がおっしゃっているのは、結論的にはその全協のときに出ているが、議会基本条例上呼ぶとなっていると。その状況で、今、議運で参考人として意見を聞く機会を設けるっていう以前に、議長と陳情・要望を出された方にどういう意向があるかっていう確認をしっかりとしたほうがいいか、それができるかどうかっていうことをお尋ねということによろしいですか。

高松秀樹委員 そうね。最終的には、中村係長の言うとおりですけれど、これはそもそも議場に国旗を掲揚してくれって請願から始まっていると思うんですよ。ねえ。要望か。いわゆる同一案件ですよ。一事不再議で、既に一つのことで決定しておるにもかかわらず、公式の場面でこれをまた要望として取り上げて議運の中で協議をするっていうのは必要ないというふうに思っていますが、こういうふうに今、議論のそ上に上がってきていますので、それを議長のほうが話をされたらどうなのかなあっていう気はしています。

笹木慶之副委員長 これ、受付が7月12日ですよ。今、話があったことの一部なるかも分かりませんが、この要望書が出た後に意見を聞く場を持って、もちろんこれとほとんど同じ方と言われましたが、そういう場を持った。その結果、議長は、全協の場で今後の方針を言われたという事実があるんですよ。そして、今日またこれが出たということは、議長のほうから議運で取り上げてくれと、こういうことだと思うんですが、手続的おかしいんじゃないですかね。方向性はもう議長が出しておられるのにもかかわらず、議長のほうから私どもにこの取扱いの方針を求められたというのは、ちょっと理解し難いんですが、いかがでしょう。

大井淳一郎委員長 これは、議長から、自分は国旗掲揚を表明したけれども、

もう一度議議運でやってくれという意味で出されたのではなくて、一定の期限までに出されたものですから受理しないというわけにはいかないんで、受理した上でほかの案件と同じように上がってきただけですので、別に他意は議長のほうではない。これを受け付けた段階で、後に議長が提出者からの意見というか、そういったことを調整されたのかどうかということなんですよ、それを踏まえて。ただ、形式的な面は分からなくてもないけどやね、現実問題困るんじゃないの、対応は。

中村議会事務局議事係長 先ほど、最初高松委員からの最初の発言の後に多分議長がお答えになられたのは、その部分をお答えになられたと思います。ですから、8月1日の市民懇談会後に、提出者とそういう意見っていうか話をする機会を設けてはいないっていう発言を、議長がされたと認識しています。

笹木慶之副委員長 前もね、前もということも含めてね。前もでしょ。8月1日以前もないわけよね、当然。

中村議会事務局議事係長 あるかないかといえば、設けてはいないということになります。

河野朋子委員 これをここに上げなくちゃいけないっていう、ちょっと形式的なもんだと思うんですけど、それをどう対応をするかっていうことで今少し協議していると思うんですけど、そもそも議場に掲揚してほしいっていう要望が出たときに、議運で議論したときに、議長に一任しようみたいなところを決めたっていう流れもあって、この案件はやはり議運に1回投げられてスタートしているので、今回の件も一応議運でこれを受けて、これまでの経緯等、議長が全協などで皆さんの意見を聞いて最終的にこうしたというような経緯を、この要望を出された方に議運名で、議運の委員会名で報告するっていうかと回答するっていうか、それをするぐらいで、私はまた呼んでまた聞くっていうのは、本来ならそう

なんだろうんですけど、請願者とかそういった要望を出された方の意見を聞くっていうのが筋とは思いますが、そうは言ってももうその前の段階でそういうこともしていますので、わざわざそれをするんじゃなくて、これまでの経緯についてきちんと議会運営委員会として議長の意向でこうなりましたということを回答するっていうぐらい、そういう対応ぐらいしかないのかなというふうには思います。ちょっとイレギュラーな形にはなりますけれど。それぐらいのかなと思いましたが、どうなんでしょうかね。ちょっと順番が前後しているんで。

大井淳一郎委員長 要望書に対する回答、これまではしていなかったんですけど、要望書へは回答するように以前からしていますので、それは今河野委員の言われるような形をします。この要望書を出された方への対応として、議長がどうされるかということで高松委員からこのような形にしたらいんじゃないかって最初の意見がありましたので、それを踏まえて、議長のほうで、また、これをどうされるかは議長にお任せするという形で、議運決定というか意思統一としたいと思うんですが。高松委員、今の点についてはどう思われますか。この取扱いについては、もう要望書とすれば今河野委員が言われたような形で、もう既に結論が出ているということですので、そういった回答を差し上げて、うん。それとは別に。

高松秀樹委員 請願なら、請願の撤回とかいろいろ手続があるんですが、今回、要望っていうことで、しかし、うちの市議会には要望も請願と同じように見るっていうことなんですけど、そこの手続が実はちゃんとしていない部分があると思います。そこで、今河野委員の言われるように、ある一定のことはちゃんと正式にね、正式に受理した以上、正式に返す必要があるというふうに僕は思いますので、そこは議運の中の決定でもいいし、議長が自ら考えられてその手続を取られてもどっちでもいいのかなっていう気はしています。

大井淳一郎委員長　　ですよね。いつぞやの要望から、ちゃんとお答えするということにしましたので、これまでの経緯と結論については、書面をもって回答していきたいと思います。それとは別に、この要望者に対してどのようにされるかは、議長にお任せするという形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような形で、国旗に関する要望の取扱いはそのようにしたいと思います。それでは、(7) 厚生年金へのうんぬんですが、これの説明はまだでしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

中村議会事務局議事係長　それでは、(7) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の採択及び地元国会議員に対する要望活動について(依頼)の取扱いについてです。内容は、資料5からの4ページを御覧ください。一応、内容として分けたのは、議長会からの要請というかそういう案件になっておりますので、今までこの厚生年金の関係の部分についてはこういう形で別で、議運のほうで、諮れるようにということで設けております。例年出ているものの、ちょっと内容が文言はちょっと変わっておりますけれど、一番最後の4ページにありますように、昨年からのまた比較で、決議の状況とか出ておりますので、後は本市の議会でどうされるかを検討、協議していただけたらと思います。

大井淳一郎委員長　　はい、資料5にありますように、厚生年金への加入を求める意見書採択ということで、お手元の資料にありますように、採択された議会が344であるということで、471の市、これは6月27日時点ですが採択していないということで、あると。県内が、13市中7市、6月27日時点で採択されているという状況で、前回、これを協議したときは、お隣の宇部市も含めて、まだ意見書が採択されていない状況であるということでした。これについては、それぞれ資料等に目を通して、意見書を上げるかどうかということについて、再度協議するということがとどまっておりましたが、これについては、いかがなさいますか。何か難しい問題ではありますよね。

高松秀樹委員 手続は、意見書を採択するときは、議運の中って話になるんだ
ったっけ。

大井淳一郎委員長 そうですね。これまでの他の常任委員会の形を見ると、委
員会のほうで意見書案を取りまとめて、本議会に委員長名で提出して、
意見書の採択という形になっていたと思いますが、事務局、それで合っ
ていますかね。なので、もしこれを採択するならば、どういう形になる
かという手続論の話ですが。どうぞ。

中村議会事務局議事係長 申し合わせ事項28に一応、ちょっとお手元にな
いかもしれないのでお読みします。「議長会、執行部等から意見書案、決
議案の議決の要請があったときは、議運で取扱いを協議する。議運で議
案として上程することを決定した場合は、その提出者については、全議
員一致を行うときは、申し合わせの27の例により、そうでないときは、
議運の委員長が提出者、その他の議運の委員が賛成者となる。」という
流れになろうかと思います。

大井淳一郎委員長 副議長が提出される場合もあるし、私、委員長名で提出す
る場合もあるということですね。その前提として議運で決定すると。意
見書を取りまとめるという形になりますが。

高松秀樹委員 それで、このことについて今協議をしていくということですか。
それとも後日協議をし直すということですか。

大井淳一郎委員長 そうですね、後日、協議しましょうかね。ちょっと、今日
の今日ですので。私もちょっと、最近はこの件については会派では協議
していないので。皆さんも改めて、こういう案件の取扱いについて、皆
さんのほうで持ち帰っていただければと思います。では、以上とします。
1は以上ですね。それでは、2のその他についてです。（発言する者あ
り）はい、今副議長からあったのは、ちょっと話が戻るんですが、要望

書とか陳情書の回答の手續です。これまで何件かやられていると思うんですが、手渡しでやるのかそれとも郵送でいいのか。ちょっとこの手續について確認したいと質問がありましたので。これまでどうでしたか。郵送だったかな。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 議会運営委員会の中では、回答するというだけを決定しておりますので、その方法については決めておりません。事務局としては、今までの回答については全て郵送で提出者のほうに送付しております。

大井淳一郎委員長 ですので、郵送でされてもいいですし、また、手渡しですよ、今、先ほどの意見もありますので。その辺は、それは一任していくという。それで議長、お願いしたいと思います。はい、それでは、その他について入るんですが、(1) 政治倫理条例の改正についてです。これについては、政治倫理審査会の附帯意見の中で、具体的措置を定めるようにしていただきたいといった意見もありまして、それを含めて改正していきたいと考えておるんですが、3点ほど意見が分かれていた点がありますので、これについて議論して、できればこの政治倫理条例の改正をこの9月定例会の中で行いたいと思っております。まず、大きく意見が分かれているのは、具体的措置をどこまで定めるのか。そして2点目が、公開の範囲というか過半数で秘密会とすることができるのか、3分の2以上必要とするのか。3点目が、傍聴人への対応ということで、委員会条例によって、委員会条例のとおり対応する。つまり、会議は公開なんだけれども、委員長が必要とあると認めるときは傍聴人の退場を命ずることができるという規定を含めて、委員会条例どおりするのか、いやこれは削除すべきではないかというふうに意見が分かれていたと思います。この3点について再度協議をして、もしまとまることができるのであれば、政治倫理条例の改正をしたいと思っております。まず初めに、具体的措置についてです。細かいというか正式な呼び名はちょっと私もはっきりと覚えてないんですが、嚴重注意的なもの。それか

ら謝罪文の朗読。3番目に委員の辞職、これは消防組合ととかそういった派遣といったものも含まれます。4点目が議員辞職勧告。この4つの具体的措置を定めるべきか、いやいやそうではなくて、あくまでも嚴重注意と謝罪文の朗読にとどめるべきではないかというふうに意見が分かれていたかと思います。これについて、皆さんのほうの御意見をお伺いしたいと思います。皆さん、それぞれ最初はこのようにすべきであったということもいろいろ意見があったと思いますが、議論をいろいろする中で、こういった別の意見もあるということを持ち帰って、再度協議していただいて、会派の中でもいろいろ意見が分かれているというところもあろうかと思いますが、それも踏まえて、皆さんのほうでこの具体的措置についてどうするのかについて協議したいと思っております。いかがいたしましょうか。ちょっと順番に当てていきまして意見を言っていただきますでしょうかね。高松委員の新政会のほうから、すいません、お願いします。

高松秀樹委員 新政会は、意見は変わっていないんですが、倫理審査会が答申をされたとおり、1つは議場における議長の注意。そしてもう1つが議場における謝罪文の朗読、この2点のみにすべきだと。その後は、職の辞任勧告と議員辞職勧告ってこういうのがあって、この2点については全く必要がないというふうに思います。この点については以上です。

河野朋子委員 これまでの委員会を開いた中の政治倫理審査会で行った反省というか経験を生かして、やはり条例は改正すべきだということで、具体的措置をきちんと盛り込むべきだということについては一致しました。(1)番、(2)番、注意と謝罪文朗読ですね、それについては、もう必要だろうということで一致しておりますが、(3)番、(4)番の辺りについてはちょっと微妙なので、皆さんと議運の中でしっかり議論した中で、一致すべきところで一致したほうがいいんじゃないかという意見で、今のところ会派ではなっておりました。以上です。

河崎平男委員 以前もちょっと意見として申し上げましたが、やはり、(1)、(2)、議長からの注意、それから謝罪については、必要というふうな形で意見がまとまっております。他の処分っていうか、ことについては、他の法律等もありますのでそれでカバーできるんじゃないかっていうふうなことであります。以上です。

奥良秀委員 令和のほうも、いろいろと意見が2分はしているんですが、今言われている(1)番、(2)番は賛成。(3)番、(4)番、もともとこの条例自体が、あつては、これを使うことがあつてはならないことなんですが、(3)番、(4)番の勧告とかそういったところは、逆にもう良心、やられた方も良心があると思いますので、その辺はまた、議員本来の考えでやっていただければいいのかなと思いますので、そこまで決める必要性はないかなという考えでお願いしたいと思います。

笹木慶之副委員長 私のほうは、当初から申し上げているように、やはりこの性格上、フルセットをもって定めるほうがいいんじゃないかということが原則ですが、何を優先するかという問題で、今は個別事案が明記されていないんですよね。やはり、新しい方策としてそれを定めることのほうが大事じゃないかということになるならば、取りあえず、皆さんが合致できる部分を明記させて、一応、一步前進させながら、今後も引き続いて検討するという方法も取れるんじゃないかなというふうに思います。ですから、第1号と第2号をまず優先させるという、そういうことでね。それでも可能だというふうに思います。

大井淳一郎委員長 うちのみらい21も、当初は他市の条例の事例も踏まえてフルセットの形を模索しておったんですけども、議会運営委員会の中で話し合う中で、例えば議員辞職や委員の辞職勧告、そういった出所進退については議員に委ねるべきではないかといった議論もありまして、これについては、私に一任していただいているんですけど、皆さんの意見を聞く限りでは、(1)番、(2)番というのは注意と謝罪文の朗読、こ

れを定めていくと。まとまるところで定めるという形に、今回は改正についてはとどめておきたいということですが。皆さんそれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）具体的措置については、そのような形にしたいと思います。それでは、2点目の公開についてです。これについては秘密会の要件なのですが、3分の2以上必要とするという考えなのか委員会条例に倣って過半数でいくべきなのか。これについて、同じようにまた聞いていきたいと思います。高松委員のほうから、すいません、お願いしたいと思います。

高松秀樹委員 まず、この審査会って、構成人員は何人やったですかね。

大井淳一郎委員長 8人。

高松秀樹委員 8人ですか。8人の3分の2って何人ですかね。

大井淳一郎委員長 6やね。いや、5。何ぼってことは、6になる。切捨て。切捨て。

高松秀樹委員 ということは、現実的には4人なのか6人なのかってことよね、今ね。私がずっと言っていたのは、これは委員会じゃないのかと。委員会であれば、過半数が秘密会の要件だということで2分の1って言っていたんですけど、逆にその3分の2っていう方はどういう理由で3分の2なのかなあっていう気がしております。以上です。

大井淳一郎委員長 ほかの会派の皆さんの意見も聞きましょう。

河野朋子委員 その、2分の1にするか3分の2するかっていうところで、これを本当に委員会と同じものとみなすのか、政治倫理審査会ということで少しその秘密会ということに対してハードルを上げようと思えば3分の2ということで、そういった考え方で3分の2っていうものが出たと

思いますので、これが4人賛成すれば秘密会にできる、6人だったらっていう、その辺の見極め方なので微妙な感じはしますけれど、絶対にこうじゃないといけないっていうほどの根拠っていうものは会派の中でも出ませんでしたので、絶対に2分の1じゃないといけない、絶対3分の2じゃないといけないというような強い意見としては、ちょっと言い難いところがあります。

河崎平男委員 やっぱ、政治倫理条例の中に審査会というのがありまして、委員会に準ずるとい形のものであると考えます。そうした中で、やはり、委員会では過半数というような考えで、過半数ということの考えで、意見として申し上げます。

奥良秀委員 私も、もうどちらがいいかっていう、本当8人中の4人か6人という段階で、どちらがいいのか。今河野委員が言われたとおり、ハードルを上げるために3分の2にして6人にしているのかなっていうのがありますので、その根拠が、何を基に根拠になっているのかちょっと私もよく分からないんですが、委員会に準ずるといふうになっているのであれば、過半数ですかね、でいいのかなという感じです。以上です。

笹木慶之副委員長 私は以前から申し上げておるように、やはりこれは委員会に準じたものであるというところに根拠を置いて、2分の1でいいというふうに思います。過半数ですね。はい。

大井淳一郎委員長 今回の聞く限りでは、3分の2じゃないといけないっていうような強い意見は特になかったので、皆さんの大方の公約数を取って、過半数、委員会に準ずるとい形で改正したいと。よろしくお願ひします。これでいきたいと思ひます。それでは続いて、傍聴人への対応ということで、会議の公開です。委員会条例の第19条第1項で、委員会の会議は、原則として公開する。第2項が、委員長が必要があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができると。この第2項をどうする

かという取扱いです。これについては、前々回ぐらいに、入れる方向でまとまったような気がするんですけども、再度確認の意味も込めて、会議の公開についても、第2項も含めて委員会に準ずるという形でもよろしいかということですが。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、このようにしたいと思います。政治倫理条例の改正に向けては、以上3つの点も含めて、具体的な改正案の提出なんですけど、これは、また、はい。後日ですね、恐らく9月定例会中に議会運営委員会があると思いますんで、その中で提出して、できる限り最終日ぐらいに改正案を上程したいと思います。その途中で、もちろん今日の議論を踏まえて、会派の皆さんには持ち帰っていただきたいんですが、私のほうから無所属議員にも、このような方向で進んでいるということも連絡しないといけないと思っていますんで、何らかの形で議員全員に周知して、この改正について趣旨を理解していただくという形にしたいと思います。よろしくをお願いします。それでは、傍聴規則の改正についてです。これについて、車椅子専用傍聴席の取扱いについてということなんです。これにつきましては、車椅子専用傍聴席をどのように取り扱うべきかということを経営運営委員会の中で協議をしている途中でした。これについて、前回の議会運営委員会が終わった後、少し前になりますが、車椅子専用傍聴席を実際に見に行くと、稼働状況というか、どのような位置づけ、レイアウト、そういったものを見させていただいて、ちょっと執行部の横ということで、何か傍聴席みたいな感じはしないよねっていう形で、皆様、印象を持たれたかと思います。それを受けて、この車椅子専用傍聴席をどのように取り扱うのかということ、再度、皆様と協議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。この車椅子専用傍聴席です。前回までの議論の中では、車椅子専用ではなくて一般の方も含めた多目的みたいな形の運用もどうかということもあったんですけども、なかなか健常者の方が傍聴されているときに身障者の方が入ってこられたときはどうなのか。身障者の方が2名入っている、1名入っているときに健常者が入ってこられた場合はどうなのかとか、その運用面でなかなか難しい面があるんじゃないかということはあったかと思っております。車椅子専用

傍聴席を維持するのか、それとももう少し運用変えていくのかってことです。そのことと、また別の論点として、今の、先ほど少し述べましたように車椅子専用傍聴席のちょっとレイアウトが余り良くない、場所も良くないということです。これについて、現在議場の改修工事を検討しておりますので、その中でできる限り改善を求めていくということも、この大きく2つあろうかと思えます。まず、後者のことなんです。これは皆さんも車椅子専用傍聴席を御覧になられて、これはちょっとねと思われたかと思えますので、具体的にどのように改善を求めていくかは、また改めて考える、協議していくということで、具体的な改善を求めていくという方向性で。これは予算も伴いますんで、すぐには行かないとは思いますが、その点で皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）車椅子傍聴席について。問題は、その車椅子専用傍聴席の今後の取扱いなんです。これについてはこれまでどおり維持していくのか、それともまた別の形を考えていくべきか。これについて意思統一を図っていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

奥良秀委員 車椅子の席なんです。私も入ってみてちょっと違和感があるかなっていうのもありますし、実際今、車椅子の方が来てっていうのも私が議員になってまだ一度もお目にかかってないという状況もありますので、あくまで障害者の方が使われるところということは置いて、臨機応変に使われればいいのか。だから、いらっしゃればいらっしゃったそのときに、いろいろと、退席をお願いできるのであればそれでもいいですし、できないのであれば、今回はもうしようがないですねって。というような感じでいいのか。先ほどレイアウトの話もありましたが、いろいろな議会に行ってみて、議員の前に、傍聴席があるというか、普通はどっちかというと執行部のほうに向かって傍聴席っていうのが普通なのか。と思っておりますので、その辺、改修のときにも気を付けられたほうがいいのか。と思えます。以上です。

大井淳一郎委員長 レイアウトは本当、今の位置ではちょっと逆に、議員に向

かっいて。これまで私もいろんなところを視察しましたけど、ほとんど一般の傍聴席の横にスロープ付けてっていう形が多いです。うちの場合は、ちょっと、間に何か電気の系統の何かあるらしくて、その関係で、今みたいな形で、非常に傍聴環境が、一般の方も含めて良くないという状況にあります。その辺の改善を求めていくということで。運用については柔軟な対応もしつつ、基本的には現状の形を維持していくという御意見なんですが。皆さん、奥委員の御意見、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのような形、現状どおりの運用、つまり、車椅子に関しての規則は改正しないということで。具体的に何か傍聴の運用の場面になったら、そのときに柔軟に対応するというのでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、受付票の取扱いについてです。これも、傍聴人受付簿、つまり今は名前を書いて投票箱みたいなところに入れて、見ていただく。全員が全員傍聴される方全員、名前を書いて入れているわけではないということも現状であります。ただ、委員会については、事務局に届け出なきゃいけないので、委員会を傍聴される方は、名前は書いていらっしゃるということですが。この受付簿の取扱いです。これについては、いや、もう廃止してもいいんじゃないかという御意見もある一方で、いやいやこれは取締り等のためにこういうのを書くのが、1つの抑止力とか、ちょっとごめんなさい表現がちょっと正確ではないかもしれませんが、いずれにしても賛成と反対で分かれていた案件です。これについて、取扱いを。これはもし受付簿が廃止になると、改正をしなきゃいけないということですよ、傍聴規則。どの辺りを改正するようなんでしょうか。まず、この点を聞きたいと思います。

石田議会事務局次長 今、規則で、傍聴の手続ということで、傍聴をしようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢等を受付簿に記載しなければならない、という記載があります。そこを削除等を行うことが必要になろうかと思えます。それから、あわせて委員会の傍聴を規定のほうも、受付簿等ですね記入しておりますので、同様の改正が必要になろ

うかと思えます。

大井淳一郎委員長 受付簿を廃止するとなると以上の改正が必要となるということですが、皆さんのほうで、これについて、取扱いについて。

高松秀樹委員 住所、氏名、年齢を書くんですが、これ、そもそも、なぜこういった記入が必要だったんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 もともと、傍聴人の取締りのために必要ということで、氏名、住所、年齢を記載する項目ができているというふうに認識しております。

高松秀樹委員 取締りというのは、一体何を指すんでしょうか。

石田議会事務局次長 地方自治法に規定がありまして、地方自治法の第130条を読み上げますと、「傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。」といった規定があります。そういうものに基づいて、標準の傍聴規則、議長会が作っているものに基づいて、本市も同様に制定しているという状況です。

高松秀樹委員 今言われたのは、議長の措置として非常に重要な措置かなと思っていますが、そのことと、いわゆる住所、氏名、を記入することとが余り関係ないのかなあというふうに思いながら。そうすると、ここに書く必要もないような気がして。まあ、事務局に言ってもしょうがないね。だから僕は、必要ないのかなと。本会議が必要なければ委員会も必要ないというふうに思っておるところです。確固たる理由がしっかりあって、是非とも住所、名前が必要だということであれば意見は変わってくるんですが、今のお話の中では必要性を全く感じないような気がするんです。

大井淳一郎委員長 これに対して。

奥良秀委員 今、傍聴の方が受け付けられるときに、例えば傍聴の心得みたいな何かそういったものっていうのはあるんでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 本会議場の傍聴の入場のところには、そういう心得が記載してあります。

奥良秀委員 いや、私が感じているところが、議長がその都度注意されればいいと思うんですが、特に一般質問なんか、かなりガタガタと音がしたりとか携帯が鳴ったりとか。普通、たしか、一般質問されているときの離着席っていうのは、なるべく考慮されるべきだと思うんですが、ガタガタと音がしているときもあります。また、たまに野次が飛んでいるときもあるんですが、そういったものが、仮に、私は、議長がきちんと整理権を持ってやられるのであれば必要ないかなと思うんですが、今の現時点では、ちょっとまだざわざわされているのであれば、先ほど事務局の方が言われたとおり、何かしらの問題があったときの補填のために、やはりそういったものが必要じゃないかなと私は考えております。

大井淳一郎委員長 今、奥委員が言われたのは、一般質問の場合によっては…何か言うことがあれば、どうぞ。

奥良秀委員 それともう1つ。今、高松委員が言われた委員会のほうなんですが、委員会のほうでも私が見受ける中では、きちんと受けられている方もいらっしゃいますが、ここではカメラがあるんですが、傍聴人の方は映っていませんよね。それでもパフォーマンスをされる方もいらっしゃいますので、そういうのも私は見受けておりますので、そういったものも監視するためには必要なのかなと考えております。

高松秀樹委員 今、既に本会議も委員会も名前を書いているんですよ、今。

書いているんでしょ。受付しているんでしょ、ちゃんと。（「はい」と呼ぶ者あり）受け付けしてその状態なんですよ。受け付けなくてその状態だったら、そこは考慮の余地があるかなと思いますけれど、名前を書いたからその行動が抑制できるとは全く思っていないで、それ以外のところ、奥委員の言われるとおりで、例えば、本会議場では議長、議長がしっかりね、中の運用をすること。委員会では、委員長がしっかり傍聴人に対して規制をすること、が非常に大事なところであって、そこと名前が直接、僕は結び付かないのかなと。結び付くんならね、そういうことを想定してちゃんと名前、住所を書いてくださいと。例えば、結び付くことによってね、そういう傍聴人の皆さんに事務局から後日ね、そんな電話が行きますと、連絡が行きますっていう。ないですよ。そんなのできないはずなんですよ、まず。それがないので、わざわざ書く必要もないのかなあっていう気はしています。

奥良秀委員 今、高松委員が言われているとおりで、そういうふうな権利はないと思うんですが、ただ逆を言えば、書くことによって、本来はちょっと高ぶった気持ちをそこで名前等を書いて冷静になって、議会を見てもらうっていうそういう考えもあるのかなと私は考えていますので、お願いしたいと思います。

河野朋子委員 これまでの処理というかそういった書かれた名前、その受付票ですよ。これはどのような、その後、事後どのように処理されていますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 受付表については、まとめて保存はしております。でも、保存期限は決められておりますので、その範囲まで保存しているということです。

大井淳一郎委員長 ちょっと参考までに、委員会にせよ、委員会は必ず事務局経由し、名前を書くイコール傍聴人ですけれど、本会議は多分そうではないと思うんですよね。本会議の傍聴された人数全て把握はされていないと思うんですが、その人数と実際に投票箱に、投票箱みたいなのに入れる人って、人数は符合しているんでしょうか。その辺、分かる範囲で。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 受付票に書かれた方が、来られた人数だということでこちらは把握しております。確かに、書かれていらっしやらない方もいるでしょうし、中には出たり入ったり、人によって来たり、また来たりということもありますので、必ずしも一致はしていない可能性はあります。

大井淳一郎委員長 うっかり、書かなきゃいけないということは知らない人も結構、大多数かもしれませんね。今いろいろな意見が出ておりますが、さあ、どうしようっていうところなんです。

河野朋子委員 今聞きますと、すいません、事後に何かに活用するというか、そういうものでもないような、ただ保存しているというか、機械的に。さっきも言われるように、傍聴者に対してその名前を書いているからといって、そういった方に直接注意するとかそういったことも不可能なので、今この時代っていうか、インターネットでこれだけ傍聴を自由に行う中で、本会議とか委員会に来られた方にのみそういう住所、氏名、年齢まで記入する義務を課すということに対してはすごく違和感がありますし、傍聴規則にそぐわない行為をされた方に対しては、その場その場で議長なり委員長が対処できると思いますので、私は、会派としてもそうですが受付表についてはもう廃止したほうがいいんじゃないかというふうには思います。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員も含めて、何かありますか。もちろん反対、賛成いろいろあるでしょうけれど。

河崎平男委員 受付票へ書いた市民の方からの意見っていうのは、何か今まで出ておりますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 特に、受付表について意見を言われた方は、私がいる間はいらっしやいません。

奥良秀委員 いや私も、きちんと傍聴されるのであれば必要はないのかなと思いますので、今、河野委員が言われたとおり議場であれば議長、委員会であれば委員長がきちんとされるのであれば、というかできると言われたのであれば、されるのであれば私はもうそれでいいと思います。それでっていうのが、廃止でいいと思います。ただ、それが担保できるのかっていう疑問点、ちょっと怖いっていう部分がありますので、はい。その辺だけは申し上げておきます。

高松秀樹委員 今、奥委員の言われるところは結構重要なところでして、議長。特に、本会議場を考えると、まず拍手。ここには、静粛にすること。これを守らない場合、そして、あとはこの2つなんですけど、この2つは、今、本会議でこういう状況に陥ったときにどういうマニュアルになっているのか。つまり、1回目からどういうふうな忠告・警告をするのか。というのがあれば、今議長又は事務局サイドの、局長なのかな、分かれば教えていただけますか。だから、恐らく今奥委員のおっしゃるのは、例えば1回目、拍手がありましたと。で、スルーされますと。それとも本当は1回目からある程度の注意があってしかるべきなのか。今、2回目、3回目で恐らく注意されているんじゃないかなって思うこともあるんですけど、そこ、何かマニュアルがありますか。

沼口議会事務局長 一応、議長の席上にマニュアルを置いてあります。1回目、2回目、3回目ということで、3回目の場合は退場を促すことになっております。

小野泰議長 一応、そういう注意をいたします。

高松秀樹委員 恐らく、1回目は注意、2回目が恐らく注意、そして3回目にしたらこうなりますよと。3回目は退場勧告だというふうに思っているんですが、今恐らく皆さんが言われるのは、それをしっかり議長が本会議の中でやってほしいということだろうと思っています。実は、傍聴規則は傍聴人の守るべき事項と、守るべき事項だというふうに書いてあるのもあって、議論もなかなか難しい面もあるというふうには僕も理解しておりますが、本会議運営は非常に重要な運営になりますので、議長のほうもですね、その辺を見定めてしっかり注意、勧告等をしていただければこのことについては解決するというふうに思います。

大井淳一郎委員長 はい、今議長のほうでもマニュアルがあるということで、私も覚えていますけれど、実際に退場があった場面は、1回目か2回目に注意して、3回目に、これ以上やると退場させますよって言って、それでも聞かないんで事務局の人が来て退場させたことは。ちょっと、そういうことがあったということは覚えておりますが、そういうのがありました。奥委員、今、議長がそういうことでされるということであればということなんですか。はい。笹木委員、いかがですか。受付簿の廃止について。

笹木慶之委員 私も発言が非常にしづらいところなんですけど、過去の、過去の議会、うん。過去の議会のね、様子をずっとこう思い浮かべておったんですが、今は非常に穏やかなんですよ。しかし、本当に厳しい議会を何度も見ていますからね。それを思ったときに、やっぱり議会は厳粛な場でやって、ルールとマナーとエチケットきちっと守ってもらわなくちゃならない。という場なんですよね。それに、やっぱり参加するということに対しては、きちっとした手続があってもおかしくないんじゃないかと思います。ただ、モニターで見ることと、今議場に来るということは

かなり差がありますからね。だから、モニターではできないことを議場ではできるということも踏まえた中で判断してみると、さてどうなんかないなという気がします。ただ、今、現在の状態を見たときには、なくてもいいのかなという気はしますけれどね。ただ、その状況によって、あったりなかったりというふうなことがあってもいけないなというふうに思うと、うーんというところなんですよ、実のところを言って。ですから、かといってあったからそれが即、なかったからどうだこうだということではありませんが、やっぱり議会を傍聴することに臨んでやっぱり自らがきちっと対応してもらおうという、その礼儀というか、作法というんですかね、それもやはり大事なことじゃないかなというふうには思います。そういうところですね。だから、あえてね、なかったらじゃどうなのかということを行っているわけじゃありませんが、やっぱりそういったマナーと礼節を保った、やっぱり傍聴であってほしいということを願います。

大井淳一郎委員長 それはもちろんそのとおりですが、うん。

笹木慶之副委員長 だからね、あるからどうだ、ないからどうだということではなしに、だからそれが前提であるならば、書いたからどうだ、なかったからどうだということではなしに、もっと手前の問題をきちっと整理してほしい。だから、さっき奥委員が言われたように、こういうことですよということを書いてあることならば、きちっと守ってくださいという、それをね、やっぱりきちっとすべきだというふうに思います。

大井淳一郎委員長 雑談で私もちょっと言ったことあることなんです、会議規則とか傍聴規則とか委員会条例を改正しなきゃいけない、と受付簿、廃止できないということなんです、例えば、9月定例会だけちょっと、まず、ない状態で運用してみるということは可能なんですか。改正しないと絶対駄目っていうわけではないと思うんですが、そこはいかがでしょうか。そういう試行的にやってみて、それでこれまでどおり運用

できるならば、改正しようかっていうこともちょっと今考えているんですが、いかがですか。

石田議会事務局次長 傍聴規則上に記入をしなければならないと。会議を傍聴しようとする者は、受付票へ記入をしなければならないとなっておりますので、基本的には規則にのっとり、沿ったことをすべきだと思いますので、試行的に規則が求めることをしないということはちょっとどうかかなというふうに思います。

大井淳一郎委員長 どうですかね、皆さん。以前のように完全に分かれている感じでもないので、思い切って改正するということで、どうですか。いや、ちょっと待ちいやということであれば待ちますが、やはり議運なんです。私は廃止したほうが良いと思うんですけど、今やっぱり傍聴する人でこの規則を知らない人が多いと思うんですよ。拍手にしても、多分悪気があってしているわけじゃなくて、議員が本当にきちんと質問されているから拍手されているってこともあるので、ここはやっぱり、この傍聴人が守るべきことを少し簡易にでも書いた1枚ものの紙でもそこに置いてとってもらって、ここで拍手しちゃいけないのかとか、こういうことをしたらいけないのかっていうのを1回皆さんにお知らせするっていうことも受付票に書いてもらうより、私はそのほうが効果があるかなと思うので、廃止する際にはやはりこういったことをいま一度徹底して、市民の皆さんに分かってもらうためにも、この第8条ですかね、この第8条のところに結構具体的に書いてあるんですけども、これ自体をあんまり知らない人もたくさんいらっしゃると思うんですよ。帽子かぶって行ったらいけないとかも、ほんとそういうことですけど、拍手にしてもそうですし声を出したりとか、その辺りをちょっとお知らせするっていうようなものをそこに配るといっか置いておいたらどうでしょうか。今までそういうことをされたことがありますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 傍聴席の入り口、傍聴票の受付のところ

に、大きな紙でA2ぐらいの紙で傍聴人の心得ということで、大きく張っています。

河野朋子委員 それよりは、入るときに持ってもらって座ったときに自分でじっくり読むというか、あれを見るだけじゃ中々私もあそこ、わざわざ見たっていう経験もないですし、意識がないので、やっぱりもうちょっと徹底したほうがいいのかなというふうには思いましたけれど。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 議案を配布しております。そこに一緒に心得を置いておくことは可能かと思しますので、対応は可能です。

大井淳一郎委員長 奥委員が言われるのは、その辺をちゃんと読んできちっと守ってほしいということだと思うんで。

奥良秀委員 今、河野委員が言われるのも分かるんですが、入り口のところにそういうふうな紙が張ってあっても見られない。多分、渡されても見られない。だから、今までどおりというふうに私はなると思うんで、努力されるのはいいことだと思いますが、やはり、特に、拍手であったり、ガタガタと音がしたりするのは、特に一般質問かなと思いますので、こういうことを言っていていいかどうか分かりませんが、一般質問の、例えば9時半から始まるのであれば、前ぐらいに議長のほうから一言そういうふうな心得を読まれたほうが、少しは一助になるのかなと思います。

大井淳一郎委員長 議長が、多分一般質問される前に、何とか議員って言って、結構、たくさんいらっしゃるときがありますよね。そのときに、事前に奥委員が言われるように、こういうことは禁止されておりますので気を付けてくださいというか、そういうことを言われるのは可能ですよね。

（「はい」と呼ぶ者あり）事務局も別にそれは何か差し当たるわけでもないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、河野委員が言われるように紙を配る、それで注意喚起する、で始まる前に、毎回かどうか分か

りませんが議長の方で言うと。それでも騒ぐってことは、もうそれはもう完全にあれやから、手続にのっとって警告して退場してもらおうというプロセスを経ると。そこをきちっとやってほしいということですよ。それを踏まえての受付簿廃止ということですよ。笹木委員、いかがですか。議運なんで、ちょっと皆さんの合意が必要なので。

笹木慶之副委員長 議会の議場の整理権は議長にあるわけで、それはそれでいいんですが、僕も執行部と議会と両方経験しておる中で、特にやっぱり執行部に対する、傍聴席が執行部と対峙しているわけですよ。皆見えるわけね。いろんな面でプレッシャー掛けたり、いろんなことが実際起こり得るし起こったこともあるわけです。そういったことでね、やっぱり参考に、議長の方から執行部のほうにも、やはり意見も聞いてみるのもいかがかなというふうに思いますけれども。我々としてみれば、特段今、あれはないと思いますけれど、やっぱりその辺も今後スムーズにさせるためには、聞いてみるのもいかがかなというふうにも思います。

大井淳一郎委員長 執行部の意見を聞いてみるというのは。

笹木慶之副委員長 やっぱり議会というのは、両方でなっているわけじゃないですか。ということで、議員は背を向けているから余り見えないわけ。ところが執行部のほうから傍聴席は皆見えるわけですよ。いろんな、もちろん議長は皆見えますけれどもね。ということの中で、やっぱり議場の整理権は議長にあるとは言いながらも、その辺の意見を参考意見として、こうしようと思うがどうかなということも必要じゃないかなということも申し上げたわけです。なぜそうかということ、あえて言うならば、なぜ今までそういうものがルール化されておったかということなんです。必要でないもの作っておったわけじゃないわけ。必要であったから作っておったということ踏まえるならば、のけるとときには、やっぱりこれをもう現状とすればなじまないからのけたいと思いますが、特に問題ないですねという程度のことは、してもいいんじゃないかなというふ

うに思います。（発言する者あり）受付簿があるかないかとかいう問題ではなしに、いろいろ今までもめたケースも随分あるわけですね、いろんな面でね。そういったことを踏まえた中で、やはり傍聴する人たちにきちっとした、そういった行為をしないようにということができれば、全く問題ないと。そちらのほうの対応というか、ね。そういうことがあるんだけど、今、規則の中で書いてあるということは、そういったことに対する何かの抑止力があつたのではないかなと思うんで、だからいいのかなということです。でなかったら、そねえなもん作る必要はないじゃないですか。

高松秀樹委員 副委員長がそうやってせっかく言うていらっしゃるんで、歴史をひもといていただいて、これ恐らく、市議会っていうか地方議会の成り立ちの話じゃないかと思うんですよ。つまり、議員が今のような立場じゃない時代の話からあると思うので、それはちょっと是非研究していただいて、また、分かれば、次回、急ぎませんから、分かれば教えてもらえたらいいのではないのかなと。委員長は、それを踏まえて受付簿は必要ないというふうに僕も捉えましたので、委員長。そういう形で進められたらええんじゃないんでしょうか。

大井淳一郎委員長 それちょっと確認。（発言する者あり）そうそう、そこなんだよ。多数決で決めるもんで…

笹木慶之副委員長 だから、だから私は別に反対しているわけじゃありません。いいんですよ。だけど、そういう流れがあるということも踏まえた中で、やはり、そういった丁寧な対応をしたほうがいいんじゃないかということも申し上げているわけです。

大井淳一郎委員長 笹木副委員長が言われることがありますので、その辺の経緯はちょっと調べていただいて、また何らかの形で報告していただくということで。今聞くと、受付簿の廃止については反対するものではない

ということですので、これについては、傍聴規則並びに委員会条例について所定の改正をしていくという形で。これは急ぐね、初日に係るね。この改正は。余りね。あれよね、一般質問までにはしなくちゃいけない。どうする。ちょっと、そこなんだよね。改正の時期だよ。12月からか。

中村議会事務局議事係長 今言ったように改正となると、当然これ委員会からの提出、議運からの提出になるので、今定例会からってなったとしても、初日の一番最初の傍聴の方は現在の規則になります、もちろん。その後、本会議が開かれてとなると、一般質問のときからの適用をっていうことならば4日に上程ってなると、もう一度議運に改正案を提示して、ということになってしまうんじゃないかなと思うんで、その辺りもちょっと、いつからのっていうのは、きちんと協議していただいたほうがいいかなと。

石田議会事務局次長 事務局としては、改正案を作成して今定例会中に規則改正を行って、次の議会からというような形にさせていただきますと、非常に助かります。

大井淳一郎委員長 そうですね。できれば9月という思いもあったんですが、やはりいろいろな改正、所定の改正が必要ですので、議会運営委員会とすれば受付簿のみ廃止ということで決定し、所定の改正は9月議会中にして、12月からの運用ということでいきたいと思います。

高松秀樹委員 委員会の傍聴規則も改正ですか。

大井淳一郎委員長 そうですね。ちょっと今の高松委員の件の確認。委員会も連動してということですよ。

高松秀樹委員 委員会は今受け付けして、傍聴の何か渡していますよね。カー

ドか。そこは一体どういうふうになるのか、教えてください。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 具体的な方法はまだ考えておりませんが、今までは受け付けして傍聴券をお渡しして、実際に傍聴してもらっていましたが、一応、直接入るということはちょっと想定しかねるので、一旦事務局に来ていただいてから傍聴席のほうに入っていくような手続になるかとは思っています。

奥良秀委員 議長のほうはそういうふうに議場のそういう整理権があるっていうことで、きちんとそういうふうなマニュアルがあると今おっしゃられたんですが、委員長ってというのが、私は委員長になったことがないんで分かりませんが、ちゃんとそういうふうなレクチャーっていうものはされているんでしょうか。

大井淳一郎委員長 恐らく、それはないと思います。議長のようなマニュアルっていうのはないと思います。

奥良秀委員 そうであるならば、やはり委員長に対してもそういったものがあるよということは示していかないといけないんじゃないでしょうか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 皆さんにお渡ししている便覧に、市議会の傍聴規則、それから、委員会の傍聴規程についても、全て記載されております。こちらを読んでいただければ、その辺の取締りのことについてはできるのではないかというふうに思います。

奥良秀委員 ただ、それを全部の委員長が熟読して身になっているかっていうと、私はクエスチョンだと思いますので、一度、委員長のほうから説明されるなりしたほうがいいと思います。

大井淳一郎委員長 私も含めて委員長、何人かいらっしゃいますか、この中に

も、その辺を踏まえて、やっていただきたいと思います。それではどう
しょうか、一旦休憩しましょうか。一旦、休憩します。

午後 2 時 3 2 分 休憩

午後 2 時 4 3 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

中村議会事務局議事係長 先ほどの発言の訂正をさせていただきます。規則の改正
の部分です。傍聴規則の改正なんですけれど、その改正に当たっては議
会上程、すいません、不要でした。議長決裁で大丈夫です。ただ、中身
の削除等になりますので、今回、先ほど言ったように時間を少し掛けて
改正内容を吟味していただいたほうがいいかと思っておりますので、先ほどの
とおりの形で進めさせていただけたらと思っております。

大井淳一郎委員長 9月定例会間に合うということですね。絶対間に合わせろ
という意味ではないですけどね。その辺は…(発言する者あり)最終日、
倫理条例も出さなきゃいけないんでね。はい。すいません、お願いした
いと思います。はい、それでは(3) 要望書(「市民憲章に活力を与えよ
う」)についてです。これは先回、要望者に来ていただきまして、御意
見を賜りまして、本会議場で、市民憲章を唱和してもらえないだろうか
といった内容です。そこから始めてはどうかといった要望書。それを起
点に市民憲章に活力を与えてほしいということですが、この要望書の取
扱いです。これをどうするかということですが。皆さんのほうで会派等
に持ち帰って、御意見をまとめていただいていると思うんで、いかがい
たしましょうか。今度は逆から当てていこうかな。

笹木慶之副委員長 前にも申し上げましたが、大変申し訳ないですが、意味合
的には分からんではないですけども、あえてそこまでする必要はな

いのかなという気はします。ただ、やるとすれば定例会の初日の一番最初に、議長のほうからその旨を申し添えるというか、朗読するということで済むのではないかなと。最低限、そうじゃないかなというふうに思います。

奥良秀委員 私も一議員としては、この市民憲章に触れ合う機会というのは多いものかなと思いますので、あえて市議会で、またこの意味っていうのが多分、議員一人一人が、また議会の中で市民憲章を取り入れて、市政の発展のために頑張っていきましょうという気持ちで多分出されたのかなというふうな感じを受けるので、あえてやらなくてもいいのかなという笹木副委員長の見解に同感です。もしやられるのであれば、先ほど言われたとおり、定例会初日に議長からでよろしいかなと思います。

河崎平男委員 会派では、やるとすれば定例会の初めにということで意見がまとまっております。

河野朋子委員 出された方の趣旨というか、思いは十分分かるんですけども、議会の開会のときにこの市民憲章を唱和することで、本当に活力を市民憲章に与えるということにつながるのかどうかということについては、少し疑問もあるというような意見がありまして、議場で唱和っていうのは、様々な行事のときに唱和するってことは行われておりますので、あえてする必要はないのではないかなというような意見でまとまっております。

高松秀樹委員 まず、要望者の御意見をお聞きして、せっかくいい市民憲章があるのになかなか浸透していないとか、この市民憲章の精神でまちづくりができていないんじゃないのかっていうのは、正しくそのとおりだと思っています。今お手元に資料を配付されておりますが、これは山陽小野田市民憲章起草協議会が、この市民憲章の原案を市にお渡しするときに、添付文書として出したものです。この起草協議会は、私も河崎委員

も所属しております、当時のことをよく覚えております。この起草協議会では、市民憲章に何をうたい込んだのかというところが一番大事で、そこにありますように、「全てを行政に依存することなく、私たち自身が私たちのために、このまちの未来を考え行動することが重要です」というふうにうたっています。そして、それからちょっと何行か後に、「まちづくりの主演は、私たち市民であるという考えから、市民憲章をみんなの誓いとししました」と書いてあるように、当時、私たち、つまりの市民と、行政、議会、それぞれ役割分担があるんだと。その中の私たち市民はこういうふうにしていくんだということをこの中に織り込んだというふうに記憶しております。つまり、これは議会、もちろん議員も市民ではありませんけれど、議会の中の議員とはちょっと違うという意味合いの中で考えると、議会の中で市民憲章を唱和するっていうのは僕はふさわしくないと 생각합니다。ふさわしくないんですが、一番最初に言いましたように、要望者の言う、いろんな市民憲章に対する思いとか要望は、非常に理解しておるつもりであります。

大井淳一郎委員長　うちの会派は、これについては、要望者の意図はよく分かるけれども、議場で市民憲章をするという実例が今までなかったのも、ちょっとイメージが湧かないというところがあるんだけれども、もしやるのであれば本会議の初日にやるということだとどめるべきではないかといった意見でまとまっております。ということで、意見が。高松委員は、本会議初日も含めてふさわしくないと意見ですね、必要ないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）河野委員も同じような形ですよ。後は、余り積極的ではないけれども、もしやるならば本会議初日ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）さあ、どうしようっていうことなんですが。今、それぞれの委員の意見を聞いたところですが、どういう形でやっていくかということですね。いかがでしょうか。今日、結論を出すのではなくて、少しまた議論したいと思います。いずれにしても、市民憲章は大事なものですので、これに活力を与えるために、今言われた議場でうんぬん以外の方法も含めて考えていかなきゃいけない

ことは、一致していると思います。これはまた後日、検討したいと思います。それでは、(4) その他です。全協の開催。

中村議会事務局議事係長 それでは、全員協議会の開催日です。今回の第46回の議会運営委員会の決定事項については、9月4日水曜日、午前9時30分から全員協議会で決定事項の報告をしていただくことになろうかと思います。以上です。

大井淳一郎委員長 9月4日9時半からということによろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)このようにしたいと思います。それでは、事務局もよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに、委員の皆様もよろしいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後2時52分 散会

令和元年（2019年）8月30日

議会運営委員長 大井 淳一郎